法定外公共物用途廃止後の払下げ事務について

１．払下げに至るまでの事務手続きについて

申請者

①里道・水路用途廃止申請

市

②
関係各課に用途廃止に係る
意見について（合議）

③
用途廃止

④
申請者へ用途廃止の通知

⑤
普通財産売払申請
位置図、関係者の同意書、申請理由書、印鑑証明書添付
（登記費用は申請者に負担していただきます。）

市

表題・保存登記
（申請者に嘱託登記を行います。）

払下げ地の評価を行い、売渡額を算定します。
（10 日から 2 週間程度）

申請者へ売買金額提示

契約する場合

契約に必要な経費は申請者負担です。
（収入印紙代等）

契約書を提出すると同時に代金も納付していただきます。
（所有者移転登記事務は市が行います。・・・期間は１週間程度です。）

登記に必要な経費は申請者に負担していただきます。
（所有権移転に係る登録免許税は申請者に負担していただきます。）

※所有権移転登記に必要なもの
登録免許税（固定資産評価額の 1,000 分の 15　収入印紙）
印鑑証明書